



3 選 選 第 214 号
令和 3 年 7 月 14 日

西東京市向台町 4 - 8 - 7
総代 山口 あずさ 様

東京都選挙管理委員会
委員長 澤 野 正 明



令和 3 年 2 月 7 日執行西東京市長選挙に係る選挙の効力に関する審査の
申立てに対する裁決書の交付について

令和 3 年 2 月 7 日執行西東京市長選挙に係る選挙の効力に関する審査の申立てに
ついて、当委員会は別添のとおり裁決したので、公職選挙法第 215 条の規定により裁
決書を交付します。

なお、同法第 203 条又は第 207 条の規定により、この裁決に不服があるときは、当
委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日から 30 日以内に、東京高等裁判
所に訴訟を提起することができます。

別添書類 裁 決 書 1 通



裁 決 書

審査申立人総代 山 口 あずさ
同 星 出 卓 也
同 増 田 惠津子

上記審査申立人総代山口あずさ外84名（以下「申立人ら」という。）から令和3年4月21日に提起された、令和3年2月7日執行の西東京市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

1 審査の申立ての趣旨

本件選挙における選挙の効力に関し申立人らが西東京市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対して行った異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）に対して市委員会が行った決定（以下「原決定」という。）を取り消し、本件選挙の効力を無効とする裁決を求めるものである。

2 審査の申立ての理由

申立人らの本件審査の申立ての理由は、概ね次のとおりであると解される。

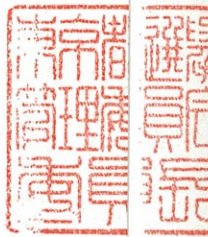
- (1) 市委員会が棄却決定した理由の中で、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第205条第1項の要件を検討するに当たり「選挙の規定に違反することがあるとき」に該当しないとし、「選挙の結果に異動を及ぼす虞」の有無については判断しなかった。
- (2) 選挙期日前日に新聞折込み及びポスティングにより選挙区内のほぼ全戸に配布された確認団体「明日の西東京を創る会」（以下「本件確認団体」という。）の法定ビラ（法第201条の9第1項第6号規定のもの。以下「本件法定ビラ」という。）の内容は虚偽及び事実をゆがめたものであり、当選人と次点候補者の得票差が1514票と僅差であることから、「選挙の結果に異動を及ぼす虞」が十分にあったものと認められる。
- (3) 本件法定ビラの記載が特定の候補者を想起させるものであることから、確認団体が頒布することができる法定ビラへの記載が禁止される特定候補者の氏名又は氏名類推事項が記載されたものといえ、市委員会がなした「当該ビラは適法である」とする形式的判断について都選管による再評価を問うものである。
- (4) 市委員会の委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条に規定する「人格が高潔で、政治および選挙に関し識見を有するもの」とは言えず、官吏又は公吏として刑事告発すべきである本件法定ビラにつき告発を行った形跡はなく、その職責を全うできていない。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立ては形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理した。

本件審査申立てに伴い、令和3年5月12日に市委員会から弁明書及び関係資料の提出を受けたため、翌日、申立人らに対して反論書の提出を促す文書を送付したところ、同年5月20日に反論書が提出された。

また、申立人らから法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号。）第31条第1項の規定に基づき、口頭意見陳述の申立てがあったため、同年5月24日に口頭意見陳述を実施した。さらに、申立人らから法第216条第2項において準用する行政不服審査法第33条第1項の規定に基づき、物件提出要求の申立てがあったため、本件確認団体に対して物件提出の依頼を行ったところ、同年6月7日に物件の提出を受け、慎重かつ



厳正に審理した。

審理の結果は以下のとおりである。

第1 本件審査の申立てに至るまでの経緯

- 1 令和3年1月31日、本件選挙告示
- 2 同年2月6日、選挙区内において、新聞折込み及びポスティングにより本件法定ビラが頒布された。
- 3 同月7日、本件選挙期日
- 4 同月22日、本件異議の申出が提起され、市委員会はこれを受理した。また、同日、市委員会は本件確認団体の代表者へ物件提出依頼を行った。
- 5 3月26日、市委員会は異議申出人総代による口頭意見陳述を実施し、証拠書類及び証拠物の提出があった。
- 6 同月30日、市委員会は本件異議の申出を棄却する原決定をし、同日、決定書を異議申出人総代宛てに郵送するとともに、その内容を法第215条の規定に基づき、同日告示した。
同決定書は、翌日に異議申立人総代に到達した。
- 7 同年4月21日、申立人らは原決定を不服とし、本件審査の申立てを提起し、当委員会はこの受理した。

第2 申立人の主張及び市委員会の弁明に対する当委員会の判断

1 申立人の主張

- (1) 上記「審査の申立ての要旨 2 審査の申立ての理由」のとおりである。
- (2) 口頭意見陳述の内容は概ね以下のとおりである。

ア 市委員会が本件法定ビラの配布数を詳細に調べないまま、本件異議の申出について棄却の決定を行ったことに納得できない。

イ 公職選挙法第1条は、この法律は日本国憲法のとおり、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議長及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とするとしている。選挙における自由について、『逐条解説公職選挙法』では、選挙人が自己の良心に従って、その相当と認める候補者に投票することの自由と、議員たらんとする者及びこれを支持

する者がその当選を図るために選挙運動をなすことの自由を意味すると解説している。本件法定ビラは排他的で攻撃的で、事実をゆがめており、見た人を傷つけるものであり、到底、選挙運動をなすことの自由の範囲内に含まれているとは言えない。

ウ 本件法定ビラは、候補者本人に関する虚偽事項の公表ではなく、ライバル候補の落選を目的とした虚偽事項の公表であることを改めて強調したい。虚偽事項公表罪については、法定刑の候補者本人が自分のことを偽る場合が2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金であるのに対し、ライバル候補の落選を目的とした場合は4年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金とされ、2倍以上の量刑が科されている重罪とされている。

エ 昭和30年8月9日最高裁第3小法廷判決が、選挙地域内の選挙人、選挙人全般が、その自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではないと判示しているように、違法な本件法定ビラによって、選挙地域内の選挙人全般が、その自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態が生じたものであり、本件選挙は無効としなければならない。

2 市委員会の弁明書の内容

申立人らの主張に対する市委員会の弁明は、概ね次のとおりであると認められる。

- (1) 法第205条第1項は、「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り」、選挙の全部又は一部の無効を決定しなければならないとしている。ここに「選挙の規定に違反することがあるとき」とは、主に選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること又は明文の規定に反しないとしても、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指すとされている。そして、選挙人、候補者、選挙運動員等の選挙の取締りないし罰則規定違反は、原則として、同項の「選挙の規定に違反することがあるとき」には該当しないと解され、ただ、例外的に、そのような違反行為により選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態が生じた場合には、選挙の



自由公正が失われたものとして、選挙を無効としなければならないことも考えられないではないとされている。

本件選挙においては、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反し、又は明文の規定に反しないとしても選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されたと認めるべき根拠となる事実は確認されなかった。また、選挙人、候補者、選挙運動員等の選挙の取締りないし罰則規定違反により選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態が生じたと認めるべき根拠となる事実も確認されなかった。

申立人らは、本件異議の申出に対する決定において池沢候補と平井候補の得票差についても言及すべきであったと主張するが、法第205条第1項は、選挙を無効とすべき場合を「選挙の規定に違反することがあるとき」のうち「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限定しており、「選挙の規定に違反することがあるとき」に該当しない場合には、同項に該当しないことは明らかであるから、得票差について言及する必要性は認められない。

- (2) 申立人らは、本件法定ビラは選挙地域内のほぼ全戸に配布されたと認めるべきであり、これにより選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたと認められると主張するが、本件異議の申出に係る審理並びに本件審査の申立てにおける申立人らの主張及びその提出する資料によっても、これらの申立人らの主張を認めるに足る事実は認定できない。
- (3) 申立人らは、本件法定ビラの記載が法の規制する「氏名又は氏名が類推されるような事項」に該当すると主張し、当委員会においてこれらの記載を修正させ、あるいはビラの発行と配布を禁止すべきであったのにこれをしなかったと主張するが、法の解釈としてこれらの申立人らの主張のように解することはできない。

3 当委員会の判断

- (1) 選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙において「選挙の規定に違反すること」があり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られている。

この「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによつてこれら規定事項の遵守を期待しているのであつて、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もつとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」（最高裁判所昭和61年2月18日判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その選挙の管理執行手續きに関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいう。」（最高裁判所昭和29年9月24日判決、最高裁判所昭和51年9月30日判決）とされている。

(2) 以上の観点から、申立人らの主張する本件審査の申立てについて、選挙が無効とされる場合に該当するか否か検討する。

ア 申立人らは、本件確認団体が作成した本件法定ビラに掲載されている「新しい市長には前副市長を」が池沢たかし候補（以下「池沢候補」という。）を、「逗子での失敗のリベンジは逗子でやってください。ここは西東京市です。」が平井竜一候補（以下「平井候補」という。）をそれぞれ類推させ、明らかに特定できるような文言であり、これらの記載は、確認団体の法定ビラに記載が禁止される「特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項」に当たるが、市委員会においてこれらの記載を修正させ、あるいはビラの発行と配布を禁止すべきであったのにこれをしなかったと主張する。

確認団体活動については、法第201条の9第1項第6号において、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出たもの2種類



以内のビラを頒布することができる旨が規定されている。ビラの記載事項については、法第201条の11第5項の規定により、その表面に当該政党その他の政治団体の名称、選挙の種類及び法定のビラである旨を記載しなければならないと規定されているほか、法第201条の9第2項にて準用する第201条の6第2項により当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載したものを使用することはできないとされている。

ここで「その氏名が類推されるような事項」（以下「氏名類推事項」という。）とは、氏又は名、職名、通称あるいは何某後援会等、周囲の状況から客観的にその氏名が類推されるような事項と解せられるが、具体的認定は個々の事実即ち即して行うよりほかない。また、氏又は名を明示せず「〇〇党総裁」「〇〇県支部長」等肩書程度を記載することは、場合により、許されるものと解する（安田充・荒川敦編著（2009）『逐条解説公職選挙法（下）』ぎょうせい1531頁）。すなわち、氏名類推事項とは、一般的には候補者の氏名が直接含まれている場合に該当するものと解する。

これを本件法定ビラの記載についてみると、「新しい市長には前副市長を」と及び「逗子での失敗のリベンジは逗子でやってください。ここは西東京市です。」には、ともに池沢候補及び平井候補の氏名が直接含まれていない。よって、両記載については、池沢候補及び平井候補それぞれの氏名類推事項には該当しないものと判断する。

市委員会は、本件法定ビラに、当該確認団体の名称、選挙の種類及び法定のビラである旨が記載されていることを確認して、法の規定により当該ビラの届出を受理したものであり、また、本件法定ビラの内容には、特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項の記載がないことから法に違反するものとも認められない。

したがって、本件選挙は、法第205条第1項所定の「選挙の規定に違反する」ものとは認められない。

イ 申立人らは、選挙期日前日に新聞折込み及びポスティングにより選挙区内のほぼ全戸に配布された本件法定ビラの内容は虚偽及び事実をゆがめたものであり、当選人と次点候補者の得票差が1514票と僅差であることから、「選挙の結果に異動を及ぼす虞」が十分にあったものと

認められると主張する。

この点につき、市委員会は弁論書において、原決定における「このほかに本件法定ビラが選挙地域内のほぼ全戸に配布されたと認めるべき根拠となる事実は認められない」との記載の意味については、文字どおり、「ほぼ全戸に配布された」と認定する根拠となる事実が確認できていないという趣旨であり、「28,900枚の配布以外に配布はないと認定した」ものではないと示している。

当委員会は、申立人らから法第216条第2項において準用する行政不服審査法第33条第1項の規定に基づき、物件提出要求の申立てがあったため、本件確認団体に対して本件法定ビラの印刷枚数、頒布方法ごとの頒布枚数についての資料等の提出依頼を行った。しかし、本件確認団体からは依頼した内容に関する資料が提出されなかった。そこで、当委員会が本件法定ビラに係る新聞折込みに関与した広告代理店に聴き取りを行ったところ、配布枚数は37,750枚であることが判明した。

また、申立人らから提出された物証（甲第23号証）では新聞折込みとは別にポスティングにより本件法定ビラが頒布されたとの証言があり、新聞折込みとは別にポスティングにより本件法定ビラが頒布されたことが推認できる。

しかし、選挙人のうち具体的に何人が本件法定ビラに接したことにより投票先を変更したかを確認することは不可能であり、申立人らの証拠及び証言からも、本件法定ビラの記載内容に嫌悪感を抱いて投票先を変更する者がいた可能性があることは分かるが、そのような者がどれだけ存在したかについては不明確であると言わざるを得ない。また、選挙人は、自らの投票行動を決定するに当たっては、新聞報道や選挙運動などを通じて候補者の政見や主張などの情報を取得し、収集した情報をその自由な意志に基づき取捨選択しながら投票を行うことが通常であって、本件法定ビラからの情報のみによって投票行動を決定するとは合理的に認められない。

ウ 申立人らは、市委員会の委員は、地方自治法第182条に規定する「人格が高潔で、政治および選挙に関し識見を有するもの」とは言えず、官吏又は公吏として刑事告発すべきである本件法定ビラにつき告発を行った形跡がなく、その職責を全うできていないと主張する。

市委員会からの反論書において、告発を行っていないことは認めてい



るところであるが、告発すべきか否かについては市委員会が個別具体的に判断することであり、当委員会での是非を判断することはできない。

以上のとおり、市委員会は、法をはじめとする関連法令の規定に則り本件選挙を管理執行したものであり、選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反し、又は選挙の自由公正の原則を著しく阻害したとは言えず、判例の解釈からも法第205条第1項が規定する選挙を無効とする原因は認められないというべきである。

したがって、これらの点について申立人の主張には理由がない。

第3 審理の結果

以上のとおり、本件選挙については、法第205条第1項所定の「選挙の規定に違反する」ことがあり、かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に該当する事実は認められない。

よって、原決定を取り消す理由はなく、また、本件選挙を無効とすべき理由もないから、法第216条第2項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和3年7月14日

東京都選挙管理委員会

委員長 澤野正明



法第203条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。